

# 町内一斉清掃にご協力ください！

☎町民福祉課 環境係 ☎52-5810

5月14日(日)に町内一斉清掃を実施します。自治会を中心に地域の清掃活動に取り組みましょう。企業の皆さまもご協力をお願いします。

## ◇活動時間

各自治会や企業で時間を決め、午前中を目処に清掃活動を行ってください。

なお、雨天の場合は次週に延期します。

※防災行政無線でお知らせします。

## ◇活動内容

排水路・河川・道路・公園など公共施設の土砂の除去・ごみ拾い、除草、収集物の処理などをお願いします。

## ◇分別および処理方法

浚渫土(川底や水路に溜まった土)やごみ類は、次のように分別・処理してください。

- ・浚渫土は、必ず異物(草木やごみ、土のう袋類)を取り除き、適当な場所に集め、各自治会で決めた配車時間にダンプカーへ積み込んでください。

**※草木やごみ類、浚渫土が入ったままの土のう袋は絶対にダンプカーに積み込まないでください。**

- ・可燃ごみ・不燃ごみは、それぞれの指定袋に入れ、収集日にお近くのごみステーションに出してください。

## ◇事故見舞金

町内一斉清掃での事故(人的・物的損害)は事故見舞金の支給対象となります。

※万が一、事故が起きた場合はすぐに役場に連絡してください。

## ◇新型コロナウイルス感染予防

作業を実施する時は、次のことに注意してください。

- ・『発熱』『咳』『喉の痛み』などの症状が見られる場合は参加しない。
- ・活動時は、他の人との距離をあける。
- ・近くで会話をする時はマスクを着用し、『咳エチケット』を行う。
- ・清掃用具などの共有で使用するものは軍手などはめるなどして直接触らない。
- ・活動後は必ず『手洗い』『うがい』をする。
- ・高齢、持病のある人は、無理のない範囲で参加する。

# 犬の登録・狂犬病予防注射

☎町民福祉課 環境係 ☎52-5810

『狂犬病予防法』により、生後3か月以上の飼犬は必ず登録を行うとともに、狂犬病予防注射を毎年受けなければなりません。

令和5年度の狂犬病予防集合注射は4月19日(水)～21日(金)の3日間で実施します。最寄りの会場に犬をつれてお越しください。

## ◇対象

**生後3か月(91日)以上の犬**

## ◇1頭当たりの料金

**3,050円** (注射料金、注射済票代金)

※新規登録の場合、この他に登録手数料3,000円が必要となります。

## ○期間中に予防注射を受けることができない場合

最寄りの動物病院で注射を受け、注射済証明書を持参の上、町民福祉課環境係に届け出てください。

## ○飼い犬が死亡したときや住所を変更した場合

お早めに町民福祉課環境係まで届け出てください。

※登録済の人には、受付票(お知らせハガキ)を送付しています。受付票と料金を持参してください。

※受付票の体調チェック欄で、犬の当日の調子を確認して注射を受けてください。調子が悪い場合は、集合注射を利用できません。後日、かかりつけの動物病院を利用してください。

※詳細は、町民福祉課環境係(1階⑤窓口)に問い合わせるか、町ホームページをご覧ください。

